

北海道オホーツク総合振興局告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年4月26日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 和彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

斜里郡小清水町元町2丁目213番4のうちほか20筆（第1工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
小清水町 町長 久保 弘志

3 開発許可年月日及び番号

令和5年4月6日 オ網建指第5-1号指令